第二号様式に次の注を加える。

注　内容積が3,000リットル以下のポータブルタンクの場合にあつては、各辺の寸法については、この限りでない。

第三号様式中「未満」を「以下」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

2　この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「旧危告示」という。）第七条の二第四項及び第十六条の二第一項の規定による標札及び標識は、改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「新危告示」という。）の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　新危告示別表第一の規定にかかわらず、危険物の品名の表示及び記載については、平成二十九年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

4　旧危告示別表第一の国連番号の欄に「1950」と掲げる物質の運送については、新危告示別表第一の規定にかかわらず、平成三十四年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

5　この告示の施行前に製造された危険物については、新危告示別表第一備考4の表SP204の項の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

6　旧危告示別表第一備考10の表SP188による表示は、新危告示の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第千四百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条並びに自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）第五条並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示等の一部を改正する告示

（自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示の一部改正）

第一条　自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示（平成十三年国土交通省告示第千二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第32④③中「別表第9」を「別表第8」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1　（全角文字コード表）

文字種類	字数	JIS（SHIFT－JISコード）		備考：個別コード等
		範囲始め	範囲終り	
漢字 第1水準	2965	0x3021 (0x889f)	0x4f53 (0x9872)	亜～腕
漢字 第2水準	3390	0x5021 (0x989f)	0x7426 (0xeaa4)	弌～熙
ひらがな	83	0x2421 (0x829f)	0x2473 (0x82f1)	あ～ん
カタカナ	86	0x2521 (0x8340)	0x2576 (0x8396)	ア～ケ
数字	10	0x2330 (0x824f)	0x2339 (0x8258)	0 ～ 9
アルファベット	26	0x2341 (0x8260)	0x235a (0x8279)	A ～ Z
特殊文字（記号等）	18			、：0x2122 (0x8141) 。：0x2123 (0x8142) ，：0x2124 (0x8143) ．：0x2125 (0x8144) ・：0x2126 (0x8145) ゝ：0x2136 (0x8155) 々：0x2139 (0x8158) ―：0x213c (0x815b) ’：0x2147 (0x8166) （：0x214a (0x8169) ）：0x214b (0x816a) ＋：0x215c (0x817b) －：0x215d (0x817c) ¥：0x216f (0x818f) ＃：0x2174 (0x8194) ＆：0x2175 (0x8195) ＊：0x2176 (0x8196) 「間隔」（スペース）：0x2121 (0x8140)
合計	6578			

注1　SHIFT－JISコードは連続した領域ではない。

2　0xXXは16進表記を示す。